



議会改革推進協議会会議録

平成 30 年 9 月 5 日

午前 10:00~12:40

会議録作成者 近藤 善人 一色 美智子

欠席者 村山 金敏

途中退席者 近藤 ひろひで

1. 豊明市議会基本条例について

- ① 宮本座長より第 1 条より逐条解説付きの議会基本条例（案）について 1 条ずつ条例の説明と逐条解説をしつつ、各条の簡単な語句（てにをは）の見直しをし、内容についての見直しの箇所を抽出した。
内容については、簡単な語句の修正がすべて終了次第検討することになった。

<内容について見直しを検討する箇所>

・近藤郁子議員

（議員の活動原則）第 4 条 4 項

「一部の団体及び地域の代表にとらわれず」→不要

（常任委員会の活動）第 32 条 2 項

「市民に対してわかりやすい論議に努めるものとする。」→市民に対して説明責任をはたすものとする。

（議長及び副議長）第 10 条 3 項

所信表明、推薦の場合はどうする。

・山盛さちえ議員

（議員の政治倫理）第 5 条

解説「選挙で選ばれた市民の代表」→不要

（文書質問）第 27 条

解説の中へなぜ文書質問を入れたほうがいいのかを記述したほうがいいのか。

（常任委員会の活動）第 32 条

解説の中の「委員の改選後により」→「・・・改選後も」として、「委員長は・・・審査し」のところはなくしたほうがいいのか。

(議会予算の確保) 第 38 条

解説 「①議案の審議や・・・調査、②市民への説明・・・責任強化など、③議員自らの・・・充実強化など」内容の順番を①③②へ変更した方がいいのではないか。

・後藤学議員

(文書質問) 第 27 条

解説 「なお、文書質問は・・・行うもので、」条文と解説の整合性がない。

・郷右近議員

(反問権及び反論権) 第 22 条→削除

・清水義昭議員の不要とされた条文と修正箇所

第 2 条 3 項・第 3 条 5 項・第 9 条 4 項・第 10 条 3 項・第 14 条・第 17 条・第 18 条・第 19 条・第 22 条 2 項・第 23 条・第 24 条・第 25 条のうち (1)～(6)・第 26 条・第 27 条・第 28 条・第 29 条 2 項・第 31 条・第 32 条 2 項と 3 項・第 33 条・第 34 条 2 項→不要

第 5 条 2 項・第 6 条 1 項・第 7 条 1 項・第 9 条 3 項→「条例で」をとる。

第 10 条 2 項「議会の」をとる。

第 11 条 1 項の「的確に」をとる・第 13 条 4 項「議案」を「議案等」に変える。

第 36 条「適正に管理し」をとる。

第 39 条 1 項「議会は、必要に応じこの条例について検討することができるものとする」

・三浦桂司議員の不要とされた条文と修正箇所

第 16 条の中の「市民の声を議会活動に反映するものとする」が不要

第 21 条 2 項「一問一答方式で行うことができる。」一括質問一括答弁方式もある。

第 18 条・第 19 条・第 23 条・第 24 条・第 27 条 3 項・第 28 条・第 31 条・第 34 条 2 項→不要

第 22 条「及び反論権」をとる。

第 39 条解説の「4 年ごとに・・・」を「必要に応じて」に変更。

・早川直彦議員：全体的なレイアウトで。解説のところは書体（ゴシック）を変えた方がいいのではないか。

各議員、変更するところは9月14日までに文書で出すことになった。

次回開催日 9月21日（金） 午後2時～
議会基本条例内容についての見直しについて。

次回会議録作成者 山盛さちえ議員 後藤学議員